

西部処理区運営事業 基本協定書（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	2	第4条	1	(2)		本店所在地	①事業開始後直ちに本店を宇部市内に移転することを前提に、基本協定締結後に設立するSPCの本店を当面宇部市外に置くことを許容するような条文とすること、②事業開始前であっても本店所在地を西部浄化センターとすることを許容する、等についてご検討ください。 （※西部浄化センターを本店としたい場合、事業開始前にその住所を登録できない場合には協力者の住所で一旦登記することが考えられます。その際、住所が公開されたり、大量のダイレクトメールが送付されたりするなど協力者に過度の負担が係ることを懸念するものです）	原案の通りとします。
2	2	第4条		(5)		SPCの設立	「SPCの定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。」とありますが、事前の貴市の承諾を前提にSPCが本事業以外の業務を受託することは可能であるという理解でよろしいでしょうか。なお、公共施設等運営権実施契約書（案）第32条（兼業禁止）には「あらかじめ貴市の承諾を得た場合はこの限りではない」と記載されています。上記の理解が正しい場合は(5)の削除をご検討いただきたくお願いします。 事業期間が長いため、PPP/PFIアクションプランにある「広域型・分野横断型ウォーターPPP」が期中に発展していく可能性が高いと考えます。令和26年4月以降の玉川ポンプ場については追加で事業範囲に含める可能性について記載がありますが、その他に貴市の東部処理区または近隣事業体等に関連する業務をSPCが将来的に受託する可能性が想定されます。SPCが本事業以外の業務を受託できる余地を残す建付けとしていただきたくご検討をお願いいたします。	「及び市が書面により承諾した事項」を追記いたします。
3	3	第5条	2	(2)		SPCの株主	「①本議決権株主に対して本議決権株主を発行する場合」は、SPCへの出資比率が変動する場合であっても、その保有する議決権を自由に行使できる（市の事前の承認は不要）、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	3	第5条	2	(3)		SPCの設立	本号二行目の「…市の承認を得たうえで本議決権株主の発行を承認する株主総会において…」と書いてありますが、「本議決権株式の発行」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	修正します。
5	3	第5条	2	(5)		SPCの株主	義務事業又は附帯事業に導入された技術等の知的財産権については、実施契約終了後、市又は市の指定する者による運営権設定対象施設の運営のための利用について、無償かつ無期限で許諾することとされていますが、このような条件だと、業務を担当するSPCの構成員が、新技術を導入することについて躊躇する可能性がありますので、当該知的財産権の利用については契約終了時に市とSPCの協議によって決めることとしていただけませんか。	義務事業又は附帯事業に導入される技術は、市の資産かつ契約終了後にも事業運営として必要な資産として運用されることを想定しています。これより、原案のとおりとします。ただし、本議決権株主の自らの資産として運用する場合には、本号の対象外となると考えています。
6	3	第5条	2	(5)		SPCの株主	「本議決権株主は、自らが保有する著作権（中略）その他一切の知的財産権の対象となっている技術がSPCにより義務事業または附帯事業に導入された場合、市及び市が指定するもの対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該技術の利用を無償かつ無期限で許諾すること。」と記載があります。例えばシステム関連を導入する場合や物理的な引継ぎが難しい場合には協議とすることをご検討お願い致します。	協議によります。
7	3	第5条	2	(5)		SPCの株主	議決権株主の保有した導入技術の利用ですが、実施契約終了後も無限定に無償で使用許諾することは、あまりにも厳しい条件であり、技術導入を委縮させることになります。通常の商取引として認められる合理的な対価支払を含め、一般的な取引条件での使用を原則とすることをご確認ください。	No. 5を参照ください。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
8	3	第5条	2	(5)		SPCの株主	導入技術の利用を市又は市が指定する者に対し許諾する場合、通常の商取引として認められる契約を締結し、許諾の条件を合意していただけることをご確認ください。何の制約、合意もなく許諾することは民間企業の知的財産権の管理として応諾困難です。	No. 5を参照ください。
9	4	第7条	1			実施契約の締結	優先交渉権者決定後実施契約の締結までに、必要に応じ実施契約の条文の解釈に関する合意書の作成について、協議の場を持つことは可能と理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	4	第7条	2			実施契約の締結	「2. 本優先交渉権者構成員は、市が実施契約の締結までに提案書類に記載された任意事業に係る事項を要求水準書に反映できるよう、最大限協力する」とありますが、要求水準書に反映ではなく、セルフモニタリング項目に反映するように最大限協力する、に訂正して頂くことは可能でしょうか。	原案の通りとします。
11	4	第7条	2			実施契約の締結	「…任意事業に係る事項を要求水準書に反映できるよう、最大限協力する。」とありますが、附帯事業に係る事項も含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	4	第7条	4			実施契約の締結	募集要項等の解釈の相違により、募集要項等の条件に合致しない提案内容が含まれる可能性があります。この場合は、貴市との協議により解決するものと考えます。現在の表現は、優先交渉権者が一方的に責任をとるように見受けられるため、本項は修正あるいは削除をしていただきたくご検討をお願いします。	相違が起こらないよう市も最大限努力しますが、万一齟齬が発生した場合は修正をお願いします。
13	5	第8条	3			準備行為等	「本優先交渉権者構成員は、・・・SPC による運営権設定対象施設の改築に係る計画につき、市と協議及び調整を行う」とありますが、本優先交渉権者構成員はSPCと共に市と協議及び調整を行うということでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	6	第11条	1			実施契約の不成立	1行目に「（前二項に規定する事由を含むが…」とありますが、「前2条」の誤りではないでしょうか。	修正します。
15	7	第11条	1	(1)		実施契約の不成立	「既に市及び本優先交渉権者構成員が本事業の準備に関して支出した費用は、すべての本優先交渉権者構成員が連帯して負担する」とありますが、現時点で貴市が本事業の準備に関して支出した費用、対象業務範囲及び対象期間をご教示お願いします。	市が準備で支出した費用は、同条第2項の違約金1億円の内数です。
16	7	第11条	1	(2)		違約金に関する質問	第11条(2)の実施契約不成立時の違約金について、1億円という金額の算定根拠や算定方法をご教示ください。	実施契約不成立に伴い市に発生する、優先交渉権者再選定に係る業務委託料及び人件費等を勘案して設定しております。
17	7	第11条	2			実施契約の不成立	市の責めに帰すべき事由による実施契約不成立時の費用の負担が、市と本優先交渉権者構成員の協議により決定されると記載されておりますが、本条1項の内容と著しく平等性を欠きますので、本費用の負担は市の負担とご修正願います。	原案の通りとします。 なお、市の責めに帰すべき事由により、契約の不成立となる事象及び費用負担額の想定が困難であることから協議とします。
18	7	第11条	2			実施契約の不成立	市の責に帰すべき事由により実施契約が締結できなかった場合、費用負担については協議とありますが、市に帰責性がある以上、市の負担となることが原則であり、市が一切負担しない趣旨の規定ではなく、また、この協議の規定は、法律上優先交渉権者に発生する債権を排除する趣旨ではないことをご確認ください。	原案の通りとします。 なお、市の責めに帰すべき事由により、契約の不成立となる事象及び費用負担額の想定が困難であることから協議とします。
19	7	第11条	3			実施契約の不成立	令和7 年7 月11日が指定されている事由について、ご教示ください。	修正します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
20	7	第11条	2			実施契約の不成立	第2項は、市の責めに帰すべき事由により実施契約を締結しない場合の規定であるため、市が支出した費用は当然、市の負担となり、本優先交渉権者構成員が負担することはない（同項に規定する協議の対象は本優先交渉権者構成員の負担した費用のみ）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	7	第12条				秘密保持に関する質問	情報開示の範囲や手続きを明確化し、情報漏洩のリスクを最小限に抑えるための具体的な方策をご教示ください。	具体的な方策は、提案者にて検討、提案してください。
22	12	別紙2	4			株主誓約書	本号で「当社は、第1号の規定に従い…」と書いてありますが、「第2号」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	修正します。